熊本市企業立地促進条例による補助制度

# 製造・物流関連産業支援

**総額 30 億円**

県の補助制度（最高50億円）
との併用可能！

| | | |
|---|---|---|
| **対象者** | 熊本市内に事業所を新設・増設する企業<br>（賃借の場合、製造業以外の業種は、業歴3年以上が対象となります。） | |
| **対象区分** | 新設・増設 | |
| **対象業種・施設** | 業　種 | 施　設 |
| | ・製造業　・道路貨物運送業<br>・こん包業　・倉庫業 | ・工場　・物流センター<br>・研究開発施設 |
| **条件1** | 常用従業員（※1）の増加　5人（中小企業者（※2）以外は10人）以上 | |
| **条件2** | 投下固定資産取得額　①研究開発施設　1,000万円（中小企業者以外は2,000万円）以上<br>②研究開発施設以外　5,000万円（中小企業者以外は1億円）以上 | |
| **交付内容** | 種　類 | 限度額 |
| | **1.用地取得等補助金**<br>・土地取得費の15%（★10%）<br>・賃料（土地・建物）の1/2（★1/3）の12ヶ月分<br>※敷金、共益費等を除く | 賃借の場合　2,000万円（★1,000万円） |
| | **2.設備投資補助金**<br>投下固定資産（建物、償却資産）取得額の7～10%（★4～5%）<br>※投下固定資産取得額の合計が以下の金額以上の場合のみ交付<br>①研究開発施設　5千万円（中小企業者以外は1億円）<br>②研究開発施設以外　1億円（中小企業者以外は3億円） | ①１億円　投下固定資産取得額が10億円以下<br>または　常用従業員増加数が20人以下<br>②２億円　投下固定資産額が10億円超<br>かつ　常用従業員増加数が21人以上<br>③５億円　投下固定資産額が20億円超<br>かつ　常用従業員増加数が51人以上<br>④なし　投下固定資産額が50億円超<br>かつ　常用従業員増加数が101人以上 |
| | **3.雇用促進補助金**<br>新規等常用従業員（※3）１人につき<br>①正社員　80万円<br>②転換正社員　40万円<br>（①②の合計が20人以上の場合は＋20万円）<br>③正社員以外　10万円 | |
| **限度額（全体）** | ３０億円（※4） | |

★　補助対象正社員数が5人未満の場合

※1　常用従業員　指定対象施設での就労に従事し、次のいずれの要件も満たす者
・本県内に住所を有する者
・社会保険（健康保険）の被保険者であること
・派遣労働者又は対象事業者以外の事業者からの出向者等でないこと

※2　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者

※3　新規等常用従業員　※１のうち、以下のいずれかに該当し、基準日時点において、指定対象施設での就労期間と本市内に住所を有する期間がいずれも１年以上である者
・指定申請日以後に指定対象施設で就労させるために新たに雇い入れた者
・本市外の施設等から指定対象施設で就労するために転入してきた者
・指定申請日以後に正社員に昇格した者

※4　各年度あたりの交付額は、1億円（補助金の合計額が10億円以上の場合には、補助金合計額÷10の金額）を上限とする。

**熊本市企業立地推進課**
〒860-8601　熊本市中央区手取本町１－１
TEL：096-328-2386　FAX：096-324-7004
E-mail：kigyouritti@city.kumamoto.lg.jp

**熊本市首都圏企業誘致センター**
〒102-0093　東京都千代田区平河町2-4-1
TEL：03-3262-3840　FAX：03-3237-1090
E-mail：toukyoujimusho@city.kumamoto.lg.jp

令和７年４月作成